

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の環境保全分野における交流と協力に関する了解覚書

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会（以下「双方」という。）は、環境問題の重要性を認識し、双方の環境交流・協力が日台の環境保全の向上及び地域環境施策の強化に貢献するよう、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項(7)及び2010年4月30日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第7項に関連し、次の事項について、必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

- 1、双方は、日台間の相互友好を強化するため、環境教育、環境影響評価、大気汚染の防止及び監視、海洋汚染防止、廃棄物管理（リサイクルを含む）、気候変動の緩和及び適応、環境ラベリング制度、環境法制、有害化学物質の管理、土壌汚染防止対策等を含む環境分野の協力及び交流を強化するべく努力する。
- 2、双方は、年に一回又は二年に一回、定期的に日本又は台湾で交互に「日台環境会議」を開催するほか、必要に応じ、専門家交流会議を随時開催する。
- 3、本覚書は、双方の署名の日から開始することとし、いずれか一方の協会が他方の協会に対し、90日前までに書面による通知を行うことによってこれを終了させることができる。また、本覚書の修正については、双方の書面による協議によってこれを行うことができる。

- 4、本覚書に記載されていない事項又は本覚書の事項に疑義を有する場合や、その他の交流・協力に関する細則等を別途決定する場合は、双方の協議による。

本了解覚書は、日本語及び中国語により各二部が作成し、両協会の代表は以上の証拠として、2019年10月30日に東京において、これに署名した。

公益財団法人

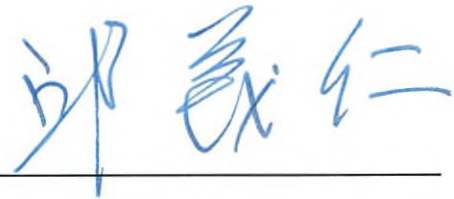
日本台湾交流協会代表

台湾日本関係協会代表



(大橋光夫)

(会長)



(邱 義仁)

(會長)